

五、二月二十三日四名ノ退職ノ事件一彼後ノ上ハ理否ハ別問題トシテ可成職工側ノ希望ヲ容ル、コト
六、組長ニ日給ヲ支給スルハ異議ナシ但シ組長ニ之ヲ給スル中ハ却テ請員工程ヲ減少スルコトハ
ハキヲ以テ更ニ考セシ度

七、工賃額ニ就キ鮮明ヲ缺クモノカ心之ヲ詳明ニスルハ固ヨリ其所ナリ依ツテ其方法ニ関シ職工作業會計ヲ各一名ノ委員ヲ差出シ至急協議決定ス
トシ(一〇三三二職工側ヨリ案ヲ出シテ)

八、本總書ノ實施期日ハ大正十一年三月百トス
九、右ノ四ノ事件ニ関シ職工ノ何人ニ對シテモ其責任ヲ問ハザル事

大正十一年二月廿七日

桑原鐵工株式會社

取締役社長

秋本

豊之進

(印)

五十嵐

敏太

(印)

植田

忠一郎

山岸

弁吉

團

吉岡

勝太郎